

F No. 2・9・0（丁）

令和2年4月1日

事業者 各位

秦野市長 高橋 昌和  
(公印省略)

市発注の工事、委託及び物品供給契約等における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、契約条件に基づく履行が困難な場合の対応について、次のとおりとします。

1 受注者の報告について

新型コロナウイルス感染症の影響によって、当初の契約に基づく履行が困難な場合は、受注者は速やかに発注者へ報告してください。

2 契約条件の履行が困難な場合の契約事務について

発注者は受注者の報告に基づき、報告内容を確認し、受注者の責めに帰すべき理由によるものではないと判断される場合は、契約約款に基づき、受注者及び発注者で協議のうえ、必要に応じて契約の変更等を行います。

3 その他

受注者の報告がない場合であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、発注者が履行困難と判断した契約は契約約款に基づき、受注者及び発注者で協議のうえ、必要に応じて契約の変更等を行います。